【長子に配布】

令和７年４月７日

関市立桜ヶ丘小学校
保護者の皆様

関市立桜ヶ丘小学校
校長　　後藤　良二

非常変災時における対応方針について

みだしのことについて、児童一人一人の生命を最優先に守りきり、安全で安心な学校づくりを推進するため、本年度の対応方針を下記のとおり策定しました。

ついては、この対応方針及び方針に基づく、「気象警報発令時の対応」（別紙１）及び「緊急地震速報受信時の対応」（別紙２）について、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

記

非常変災時における対応方針

１　校長は、非常変災時またはその発生が予測される場合には、関係機関との連絡を密にし、状況把握に努め、児童の安全確保に期します。

２　非常変災時における休業等の決定及び児童の安全確保については、次のとおりとします。

（１）登校に関して

① 警報が発表されている場合、及び非常事態が発生した場合は、自宅待機を原則とします。

② 自宅待機及び授業開始等の基準は、「警報発令時の措置」（令和２年９月　関市教育委員会）等に基づき、校長が決定し児童及び保護者に示します。

（２）下校に関して

① 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とします。

② 非常変災時はグラウンド、体育館、各教室等、災害の種別によって待機場所を決めます。

③ 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とします。場合によっては、「児童引き渡し」をお願いすることもあります。

④ 非常変災時発生後に学校から避難する場合には、「児童引き渡しについて」（平成２５年１０月　関市教育委員会）に基づき、保護者への引き渡しを原則とします。
その際、**学校の立地条件等を考慮し保護者の安全も確保するため、徒歩による来校を原則とします。**

（３）保護者への連絡に関して

① 警報発表中及び警報発表が予想される場合、及び非常事態が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡します。

② 保護者への連絡は、事前に複数確保します。
（**「学校メール（すぐーる）」、「家庭状況基本カード」）**等）

重要：一年間保存

令和７年度 桜ヶ丘小学校

気象警報（暴風・大雨・洪水・特別等）発令時の対応

１　児童が登校する以前に、関市に暴風・大雨・洪水警報及び特別警報が発令された場合

（１）警報が解除されるまで、家庭において待機します。
（２）午前６時までに警報が解除された場合は、平常どおり登校。
（３）午前６時から午前８時ごろまでに警報が解除された場合は、解除後２時間経てから授業を開始。（給食あり。分団の集合時刻は、「すぐーる」にてお知らせします。）
（４）午前８時から午前１１時ごろまでに警報が解除された場合は、午後からの授業。（給食なし。分団の集合時刻は、「すぐーる」にてお知らせします。）
（５）午前１１時を過ぎてから解除された場合は、休業。
※ ただし、(２)(３)(４)の場合において、道路や橋の損壊等で登校が危険な場合、交通機関の停止、自家の被害等で登校が困難な場合は、各家庭の判断で自宅待機していただいて構いません。その場合は、学校へ連絡をお願いします。

２　児童が登校してから、暴風・大雨・洪水警報及び特別警報が発令された場合

（１）警報が発令されている間
・学校待機とし、状況に応じて校内の最も安全な場所（各教室もしくは体育館）で待機
（２）下校時刻前に警報が解除された時
・児童が安全に帰宅できることを確認した上で、教師の引率により下校
・児童が安全に帰宅できることが確認できない場合は、下校時刻まで学校待機
（気象状況や校区の状況等に応じて、保護者へ児童を引き渡します。）
（３）下校時刻になっても警報が解除されない時、また下校時刻まで学校待機となった場合
・引き続き学校待機とし、気象状況や校区の状況、また時刻等に応じて、保護者へ児童を引き渡します。
※引き渡しについては裏面の「緊急時の児童引き渡しについて」をご覧ください
（４）保護者への連絡方法
・第１手段：学校登録の「すぐーる」配信
・第２手段：各家庭との事前確認による連絡方法（電話など）
・第３手段：関市のメールにて配信
・第４手段：関市広報無線

※第１手段の学校登録の「すぐーる」からの連絡が主となりますので、確認をお願いします。

（５）各警報・注意報の発令・解除情報の確認に留意ください。

【お願い】

（１）気象警報の発令や非常変災に伴う被害等が予想される場合には、児童が授業途中で下校することを想定して、家庭における受け入れ態勢（自宅を不在にしない、近所の方への一時預かりの依頼、午前中で下校する場合の家庭での食事の準備、学校での引き渡しなど）を整えておいてください。
（２）緊急に下校する場合には、各家庭での受け入れ態勢について本人にも確かめますので、自分で担任に言えるようにしておいてください。低学年をはじめ、自分で言うことが難しい場合や変更等がある場合は、担任にお手紙などでその旨を教えてください。

注）国や県・市等の防災対策の動きにより、学校の対応に変更があった場合には、その都度連絡します。

裏面有

重要：一年間保存　　**令和７年度 桜ヶ丘小学校**

（別紙２）

緊急地震速報（含東海地震に関連する調査情報）受信時の対応

１　緊急地震速報（東海地震注意情報もしくは予知情報）受信時

（１）登下校時

・各自の判断で、学校または自宅の近い方、もしくは近くの公園や広場に避難します。
（ただし、防災行政無線による指示があれば、それを優先します）

・学校職員が安否確認及び避難状況を確認し、児童を避難先から保護者に引き渡します。（引き渡しについては、「２　引き渡し」参照）

（２）在 校 時

・授業等の教育活動を直ちに打ち切り、初期対応を指示します。（「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる）

・状況に応じて二次対応を指示します。（校内の安全な場所に分団ごとに避難）
　グラウンド　　体育館　　各教室等

（３）保護者への連絡方法

・第１手段：学校登録の「すぐーる」にて配信
・第２手段：各家庭との事前確認による連絡方法（電話など）
・第３手段：関市あんしんメール配信
・第４手段：関市広報無線

※学校メールの他に複数の連絡方法を確保するため、「家庭状況基本カード」の「緊急時の連絡先」に確実な連絡先の記入をお願いします。

２　引き渡し

（１）災害の状況等に応じ、引き渡し時刻、場所及び方法を連絡事項と併せて「すぐーる」にて保護者に連絡します。

【お願い】

（１）大規模な地震が発生した後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が連絡を取り合うことが難しい状況になることが予想されます。したがって、そのような際には、学校からの連絡がなくても、引き渡しを前提とした準備行動を取っていただくようお願いします。

（２）学校グラウンドは、児童の避難場所になることがあるため、駐車スペースを十分に確保することができません。また、道路の損壊等で車での来校が不可能となることも予想されます。したがって、**原則、徒歩・自転車での迎えをお願いします。児童の生命・安全を守るために是非ご理解ください。**

３　学校の再開

（１）臨時休業

・大規模な地震が発生した場合、状況に応じて自宅待機（臨時休業）とします。

（２）再　　開

・通学路や学校の安全が確認された場合、１の(３)の方法により、登校日や登校時刻を連絡します。

裏面有